

令和3年7月1日より

## 屋外広告物の更新許可申請における点検について

近年、看板落下事故等、屋外広告物による事故が全国で発生しております。

このような状況に鑑み、市内における屋外広告物の安全の確保を図るため、会津若松市屋外広告物等に関する条例等が改正され、**令和3年7月1日**から、更新の際の安全点検の方法が変わります。また、令和4年7月1日から規模により点検者、管理者に資格要件が付きます。

### 【更新の許可申請書に添付する写真及び書類】

#### ①屋外広告物の写真

- 点検後に屋外広告物を撮影した写真（全景）
- 点検の実施状況が分かる写真  
例）ボルトを締め終わった写真や接続部を拡大した写真等
- 点検により異常が認められた場合には、補修等の後の当該箇所を撮影した写真

#### ②点検の報告書

- 同封されております「屋外広告物安全点検結果報告書」か点検の任意様式を作成し提出して下さい。  
※令和4年7月1日から、地上から屋外広告物の上端までの高さが4mを超える屋外広告物の点検には、有資格者が実施した点検の報告が必要となります。  
※点検の対象外となっている屋外広告物は報告書が不要です。

### 【点検の対象】

対象外の屋外広告物を除き、すべての許可屋外広告物等が点検の対象になります。

#### 【対象外の屋外広告物等】

貼紙、貼札、立看板、広告幕、広告旗、気球、車体、壁面（直接描いたもの）、法令による広告、選挙広告、公共施設寄贈者名広告（面積基準有り）、公共広告（一部届出制）

### 【点検時期及び方法】

屋外広告物の設置年数により必要となる点検方法が変わります。

点検時期	表示・設置・変更時	屋外広告物の設置年数			
		3年目	6年目	9年目	10年超又は設置時期不明
点検方法	標準	目視	目視	標準	3年以内ごとに標準
		目視で安全性の判断ができない場合等は標準			

目 視 → 屋外広告物等の各部における傷、汚れ、変形、さび等の状態について目視により行うもの。

標 準 → 概ね60cm以内に近づき、目視、触診、打診及び検査により屋外広告物等の外部及び内部について点検を行うもの。

### 【点検者の資格要件】（令和4年7月1日より必須）

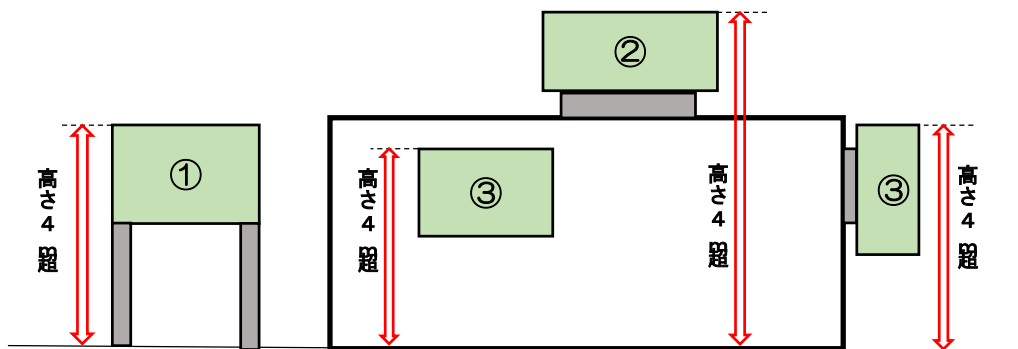
許可を受けている屋外広告物で、地上から屋外広告物等の上端までの高さが4mを超えるものは、次に掲げる有資格者が実施した点検の報告が必要になります。

- 屋外広告士
- 一級建築士又は二級建築士
- 広告美術仕上げ技能士、職業訓練指導員又は職業訓練修了者（広告美術科にかかるもの）
- 日本屋外広告業団体連合会、日本サイン協会が開催する屋外広告物点検技能講習会の修了者等

### 【高さが4mを超える屋外広告物（高さの考え方の例）】

地上から屋外広告物等の上端までの高さが4mを超えるもの

- ①建植広告板（塔）：地上からの高さ
- ②屋上利用広告板（塔）：地上からの高さ
- ③壁面利用広告板・突出広告板：地上からの高さ（支持部含む）



### 【管理者の資格要件】

令和4年7月1日より、高さが4mを超える屋外広告物の管理者には点検者と同じく有資格者が必要となります。

# 【点検箇所・点検項目】

国土交通省「屋外広告物の安全点検に係る指針（案）」より抜粋

点検箇所	点検項目	
基礎部・上部構造	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	 <p>上部構造全体が傾斜した状態      上部構造全体が傾斜した状態</p>
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	 <p>基礎にクラックが入った状態      根巻きと支柱との隙間があり、さびが進行した状態</p>
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	 <p>支柱、ベースプレート、アンカー共にさびが顕著な状態      支柱根本の腐食が進行した状態</p>
支持部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間	 <p>鉄骨接続部（溶接部）が腐食している状態      （左拡大図）</p>
	2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落	 <p>ボルトのゆるみや欠落した状態      （左拡大図）</p>

点検箇所	点検項目	
取付部	<p>1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変色</p>	 <p>所定の場所にアンカーボルトがない状態</p>  <p>取付部プレートが腐食している状態</p>
	<p>2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等</p>	 <p>取付部の溶接部が劣化している状態</p>  <p>コーキングが劣化した状態</p>
	<p>3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常</p>	 <p>壁面にひびが生じた状態</p>  <p>壁面との間に隙間が生じた状態</p>
広告板	<p>1 表示板・切り文字（※）等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落</p> <p>※シート、金属板、プラスチック板などを切り抜いて作った文字等</p>	 <p>表示面の継ぎ目からさびが垂れた状態</p>  <p>表示面板が変形（たわみ）した状態</p>
	<p>2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損</p>	 <p>表示面板押さえのさびが進行した状態</p>  <p>(左拡大図)</p>
	<p>3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり</p>	 <p>広告板底部の腐食が進行した状態</p>  <p>水抜き孔が詰まった状態</p>

点検箇所	点検項目		
照明装置	<p>1 照明装置の不点灯、不発光（※）</p> <p>※電球がつかない状態を不点灯、蛍光灯やネオンがつかない状態を不発光という。</p>	 <p>ランプ球の一部が不点灯の状態</p>	 <p>ネオンの一部が不発光の状態</p>
	<p>2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水</p>	 <p>ソケットが垂れさがった状態</p>	 <p>ソケットが垂れさがった状態</p>
	<p>3 周辺機器（※）の劣化、破損</p> <p>※分電盤、配線、変圧器（トランス）、スイッチ等。</p>	 <p>変圧器（トランス）のさびが進行した状態</p>	 <p>配線が劣化し、ショートした状態</p>
その他	<p>1 付属部材（※）の腐食、破損</p> <p>※装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他付属品。</p>	 <p>振れ止め棒が変形した状態</p>	 <p>(左拡大図)</p>
	<p>2 避雷針の腐食・損傷</p>	 <p>幕材を張る部材が破損した状態</p>	 <p>(左拡大図)</p>